

池田市上下水道部広報紙「水だより」等作成にかかる 公募型プロポーザルの実施要項

1. 委託業務名

池田市上下水道部広報紙「水だより」等作成業務

2. 目的

池田市上下水道部の広報紙および広報用イラストを作成するにあたり、使用者の視点でわかりやすく表現し、幅広い年齢層が興味を持つことができるよう、リライト及びレイアウト業務を行う委託先を選定することを目的とする。

3. 業務内容

別紙仕様書のとおり

4. 履行・契約期間

契約締結日から令和7年3月31日

5. 予算金額

上限は2,591,160円とする。(年4回分総額 税込)

6. 参加資格

参加資格を有する者は、下記の条件を全て満たす者とする。

- (1) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続又は再生手続開始の決定がなされていない者であること。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (5) 池田市暴力団の排除に関する条例（平成23年池田市条例第20号）で規定する暴力団又は暴力団密接関係者でないこと。また、これらの者と下請契約その他の契約を締結する者でないこと。
- (6) 池田市指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 市町村の広報誌又は継続的に5万部程度の情報誌の作成実績を有していること。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (9) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等に基づき、個人情報を適正に保護・管理できる体制が整備されていること。

7. スケジュール（予定）

スケジュールは以下の通りとする。

公募の開始	令和6年4月8日（月）
質問事項の提出期限	令和6年4月15日（月）
参加表明書の提出期限	令和6年4月19日（金）
企画提案書の提出期限	令和6年4月30日（火）
審査日（プレゼンテーション）	令和6年5月上旬
結果通知	令和6年5月上旬発送
契約締結	令和6年5月中旬

8. 提出書類

令和5・6年度池田市入札参加資格登録事業者名簿に登録されている場合は①～⑤、令和5・6年度池田市入札参加資格登録事業者名簿に登録されていない場合は①～⑥を提出すること。

- ① 参加表明書（様式-1）
- ② 企画提案書（任意様式）
- ③ 会社概要（任意様式）
- ④ 実績表（過去10年以内・任意様式）
- ⑤ 見積書
- ⑥ 商業登記及び税金の未納がない等を証明する書類（別表）

※企画提案書の原案は以下とする。

・水だより第56号（令和5年2月発行）

※企画提案書は左開きとし、文章は横書きを中心に編集すること

※実績表は広報誌じっし *jisshi* 等の発行部数と年間の発行回数について記載すること

※見積金額は内訳（水だより作成業務（年4回分）、広報用イラスト作成業務 等）を記載すること

9. 参加申込

参加予定者は、上記提出書類の①及び③、⑥を提出すること

（1）提出期間：令和6年4月8日（月）～令和6年4月19日（金）午後5時まで

（2）提出場所：〒563-0054

大阪府池田市大和町1番10号

池田市上下水道庁舎 2階 上下水道部経営企画課

E-mail : s-keiei@city.ikeda.osaka.jp

（3）提出方法：郵送、持参または電子メール（期限内必着）

10. 質問及び回答

（1）受付期間：令和6年4月8日（月）～令和6年4月15日（月）午後5時まで

（2）提出方法：電子メールで提出すること。

（3）回答方法：令和6年4月17日（水）までに池田市上下水道部ホームページで回答する。

1 1. 企画提案書提出期限

参加予定者は、上記提出書類の②（13部）及び④、⑤を提出すること

提出期限：令和6年4月30日（火）午後5時まで

提出場所：「参加申込」と同様

提出方法：郵送または持参（期限内必着）

1 2. プレゼンテーション日時等

日 時：令和6年5月上旬 ※詳細な日時は参加事業者に別途通知

企画提案書の受付順でプレゼンテーションを行う。

場 所：池田市上下水道庁舎3階 研修室

審 査 員：池田市上下水道部広報紙「水だより」等作成業務事業者選定委員

説明方法：パワーポイントによるプレゼンテーション

（1者当たり15分程度 質疑応答10分程度）

※PCは各自で用意すること

※広報紙に使用する紙の質が分かるサンプルを用意すること

そ の 他：ホワイトボード、スクリーン、プロジェクター、マイクは池田市上下水道部が用意する。

1 3. 企画提案書類の審査方法

審査については、「池田市上下水道部広報紙「水だより」等作成業務事業者選定委員会」にて企画提案書類およびプレゼンテーションの審査を行い、総合的に評価し最高得点の事業者を第一優先交渉権者とする。採点に当たっての項目は別紙1の通りとする。

1 4. 欠格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

（1）提出期限内に必要な書類を提出しない場合

（2）提出書類に虚偽又は不備があった場合

（3）契約の履行が困難と認められるに至った場合

（4）提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合

（5）提案者がプレゼンテーションに出席しない場合

（6）見積価格が予算金額の上限を超えた場合

（7）その他委員会で本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

1 5. 企画提案にかかる費用の負担

企画提案にかかる費用の負担は、参加事業者の負担とする。

1 6. 採用・不採用の通知

令和6年5月上旬予定

17. 契約締結

令和6年5月中旬予定

18. 契約手続き等

- (1) 第1順位の提案者は、企画競争を実施した結果、第一優先交渉権者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じない。
- (2) 第一優先交渉権者として特定された者について、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14に定める随意契約の方法により速やかに契約手続きを進めるものとする。また、令和7年度以降も随意契約をする可能性がある。
- (3) 第一優先交渉権者が応募資格を満たさないと判明した場合、その他の理由により契約締結が不可能となった場合には、次順位の提案者（次点）と契約手続きを進めるものとする。

19. その他

- (1) 提案書類の修正又は変更、返却には応じない。
- (2) 提案書類は、日本語を用い、通貨は日本円とする。
- (3) 提案書類は事業者が無断でプロポーザルの選定以外には使用しない。
- (4) 選定を行う作業に必要な範囲で提案書類の複製を作成することがある。
- (5) 提案書類については、個人情報などを除き原則として全て公開の対象とする。

20. 事務局

池田市上下水道部 経営企画課

担当：山本

TEL：072-752-1111（内線73-723）

E-mail：s-keiei@city.ikeda.osaka.jp

技術等の評価項目、評価基準及び配点

評価項目	評価基準	配点
業務目的の理解	上下水道事業の広報紙として、制作の意図・趣旨・表現方法は妥当なものか。	10
手に取りやすいか (第一印象)	一目で興味を惹きつけられるデザインか。	10
見やすさ (レイアウト)	ページ構成(各情報の割り振り)が適切で分かりやすく、読みやすいレイアウトになっているか。	10
独創性 (オリジナリティ)	創造性・新規性において評価できる要素があるか。	10
正確性	図表やコピーの付け方等により、広報内容を的確に表現できているか。	10
発展性	広報紙だけでなく、他の広報手段とリンクした、広いビジョンを持っているか。	10
その他	その他特筆すべき点がある場合(なければ5点)	10
実績	広報紙等の制作及び配布について豊富な事業実績を持っていると認められるか。	10
見積価格	(非公表)	20

評価ランク	点数等
非常に良い	10
良い	8
やや良い	6
普通	5
やや悪い	4
悪い	2
非常に悪い	0